

下水道料金 令和6年5月1日～

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じた額とする。ただし、10円未満については切り捨てるものとする。

用途別	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金
家事用	8立方メートルまで	482円	9立方メートルから25立方メートルまで	1立方メートルにつき 74円
			26立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 86円
			51立方メートル以上	1立方メートルにつき 99円
営業用	10立方メートルまで	791円	11立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 110円
			101立方メートルから300立方メートルまで	1立方メートルにつき 123円
			301立方メートル以上	1立方メートルにつき 135円
団体用	10立方メートルまで	791円	11立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 110円
			101立方メートルから300立方メートルまで	1立方メートルにつき 123円
			301立方メートル以上	1立方メートルにつき 135円
臨時用	1立方メートルにつき			123円
連合専用	一戸(世帯)当たりの料金は、それぞれの用途に応じて適用する。 この場合の料金算定の基礎となる汚水量は各戸(世帯)均等に使用したとみなす。			